第 208 号

きゃっちぼーる

平成 20 年 10 月 10 日

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

前田勝昭公認会計士事務所 名古屋市中区金山 1-15-10 三井生命ビル8 F Tel 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096

http://www.maeda-cpa.com/

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 207 回

いよいよ世界大恐慌の始まりか (?) と思われるような景気現象となってきました。 アメリカで「金融安定法」が成立したにもかかわらず、株価は下落、引続く信用不安、 そしてこれに輪をかけ、日本の株価の一層の下落、そして円高、国内消費の低迷、そのた めの中小企業を中心とした景気悪化、倒産企業の拡大とまさに雪崩をうって最悪の事態へ と突入しています。心理要因も悪影響を及ぼしていますので一種の非常事態ですね。

⇒ 賢い人間が冷静に対処し、どこかで歯止めをかけないと大変なことになりますね!!

「さて、今何をすれば良いか?⇒ これが問題です」

① じっと嵐が過ぎるのを待つ、か(?)

(それとも)

- ② 資金繰り対策が大事 → 資金がいらなくてもまず借りておく、借りれるうちに借 りておこう
- ③ 取引先の倒産が増大 → 事前の対応策を!!

(対応策) →・契約書で事前の備え(担保提供、相殺予約、商品引揚げ条項等)

- ・ 不安が生じたらすぐ行動
- ・ 時効中断のためには少しでも弁済をしてもらう
- ・ 動産先取特権の手法を使用
- e t c
- ④ 今こそチャンス・・・社内改造 → 適材適所人事を!! 能力UPのチャンス → 勉強を(社長さんも)
- ⑤ 逃げてはダメ・・・信念を持って話し合いを 営業、銀行、従業員、etc
- ⑥「きゃっちぼーる」第206号も是非参考にしてください

「できないのではない、やらなかったのだな」!!と言われないために、後悔先に立たず ですね。

前田の《今人生を語る》第113回

めざめよ日本人。

「人間ぬくぬくとし始めるとろくな仕事はせぬ。

追い詰められると竜が玉を吐くようにいのちを吐く」(紀野一義氏)

まさに今の状況ですね。

お互い、命がけでがんばりましょう。

役員に対する退職給与と税務上の損金算入時期について

工藤雅史

会社役員が退職する場合、役員退職金(現行会社法においては退職給与といいます。)を支 給されることがありますが、税務上損金算入が可能な時期は経理処理や実際の取決めのタイミ ングなどにより異なりますので、注意が必要となります。今回は、基本的なケースに焦点をあ てて検討してみます。

【税務上の損金算入要件】

①損金経理をすること (未払計上も可能)

②不相当に高額でないこと

③株主総会の決議等によって、金額が確定していること

①について

損金経理をすることとは、簡単に言うと損益計算書の項目を通しなさいということです。 但し、役員退職慰労引当金を設定している会社においては、役員退職金の支払時の損金経理 処理は求められておりませんので、支払い時に役員退職給与引当金を直接取り崩す経理処理 (役員退職給与引当金××/現金預金××)を行い、別表四と別表五(一)の減算処理を行う ことは可能です。

②について

同業種同規模の会社と比べて著しく高額な場合等には、損金に算入できなくなる場合もあり ますので、妥当な金額で作成する必要があります。

では、妥当な金額とはいくらなのかということですが、一般的には役員退職金の金額は次の 算式で計算されることが多いです。

・役員の最終報酬月額×勤続年数×功績倍率

この算式は、法律で定められているものではありませんが、判例では適正金額を計算するの に実際に使われることがありますので、実務上も多くはこの算式により計算しています。

③について

役員退職金支給事項は株主総会の専決事項です。通常は株主総会を開き、そこで支給金額、 支給時期、支給方法等について決定します。(この株主総会で退職金の支給が確定すれば、原 則その株主総会開催日に未払計上することもできます。)また、株主総会での決議内容は議事 録を作成しておく必要があります。

ポイント

役員の退任時期は通常任期満了となる事業年度の株主総会日です。株主総会は会社の決算期 末日以降3か月以内に開催されますので、任期満了での退職に伴う役員退職金の損金算入時期 は常に翌事業年度ということになりますのでご注意ください。

但し、次の条件をすべて満たす場合には事業年度を前倒しして損金算入することができます。

- ①期の中途で辞任又は解任したこと
- ②期末までに臨時株主総会を開催していること
- ③その期で損金経理していること(未払計上も可能です。但し支給までの間が長くなると 税務調査の時に否認されかねませんので、臨時株主総会の日からあまり経過していない 時点で支給することが良いかもしれません。)

[なお、実際の適用にあたっては、当事務所へ必ずご相談ください]